

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 15 年 10 月 14 日・東京都条例第 128 号

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 93 号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 46 年法律第 137 号）の引用に係る規定を整備するものである。

具体的には、次のとおり。

(1) 別表 2 7 の項

- 第 7 条第 1 項及び第 4 項 第 7 条第 1 項及び第 6 項
- 第 14 条第 1 項及び第 4 項 第 14 条第 1 項及び第 6 項
- 第 14 条の 4 第 1 項及び第 4 項 第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項

(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 13 年東京都条例第 118 号）附則別表ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素として、1 リットルにつきミリグラム）の項

- 第 14 条第 4 項ただし書 第 14 条第 6 項ただし書
- 第 14 条の 4 第 4 項ただし書 第 14 条の 4 第 6 項ただし書

2 施行期日

平成 15 年 12 月 1 日

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行日）

3 問い合わせ先

環境局総務部企画調整課企画調整係

直通電話 03（5388）3426

都庁内線 42 - 151